

令和8年度 松山市立潮見小学校いじめ防止基本方針

令和8年5月1日 改訂

【学校のいじめに対する基本認識】

いじめは、「どの子どもにも、どの学級・学校においても起こり得る」。

いじめは、生命や身体に重大な危険を生じさせたり、児童の健全な成長及び人格の形成に重大な悪影響を与えたりするものである。

本校では、いじめを行ったりいじめの傍観者になったりしないために、いじめの問題に関する児童の理解を深められるよう、いじめ防止等の対策を行う。

さらに、何よりいじめを受けた児童の生命・心身を保護するために、学校、家庭、地域住民その他の関係者と連携し、いじめ問題を克服することを目指す。

【いじめ防止対策委員会】

【校内】

校長、教頭、生徒指導主事、教務主任
学年主任、養護助教諭
特別支援教育コーディネーター

【家庭・地域等】

P T A
学校づくり推進委員会
青少年育成支援委員
スクールカウンセラー

【外部専門家】

教育支援センター
弁護士
松山東警察署
潮見駐在所

【関係機関】

松山市教育委員会
福祉総合支援センター
こども相談課
医療機関
法務局
愛媛大学等

【いじめ防止】

- ① 特定の教職員が抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、校長のリーダーシップのもと、教職員がチームとして取り組める指導体制を確立する。
- ② 「まつやま・いじめ0の日」には、運営委員を中心に子ども主体の活動を考える等、児童同士の関係性をより重視していくことで「いじめ0」への機運を学校全体で高める。
- ③ 「松山市いじめ対応アクションプラン」を活用して校内研修を行い、いじめ問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図るとともに、中核市研修(生徒指導)、生徒指導連絡協議会への参加等を通して、対応力や指導力の向上を図る。
- ④ 「ダン」に関わった人々の学習を通して、優しさや思いやり、多様性と命を大切にする人権教育を充実する。各教科等の年間指導計画を見直し、必要に応じていじめ防止の視点を盛り込む。
- ⑤ 道徳性を養う道徳教育を充実するために校内研修を行い、要である道徳の授業力向上に努める。また、児童同士、教師と児童との関わり合いの中で得られる「自分が好き、人が好き」という自尊感情を高めるとともに連帯意識に支えられた学級経営に努める。
- ⑥ 松山市の「子どもから広がるいじめ0ミーティング」に参加し、他校との交流を図るとともに、代表委員会等において他校の取組を紹介したりいじめに関する問題を取り上げたりして、児童自らがいじめ問題の未然防止や解決に積極的に取り組む態度を育てる。
- ⑦ PTAや地域の関係団体と連携するとともに、必要に応じて外部専門家にも協力してもらう「いじめ防止対策委員会」を開き、いじめ防止に向けた地域ぐるみの対策を推進する。
- ⑧ 年度始めには、いじめ問題に対する学校の基本方針を明らかにし、保護者や地域の理解を得るとともに、年度末には、学校いじめ防止基本方針の検証を行って次年度につなげる。

【いじめ防止対策年間計画】

一 学 期	いじめ防止対策委員会(保護者・地域・学校づくり推進委員会) 【学校いじめ防止基本方針の策定、修正】	
	① 校内研修(生徒指導、特別支援教育) 教育相談、個別懇談 (夏休み)校内研修 (生徒指導、特別支援教育、 人権・同和教育、道徳教育)、教育相談	学校生活アンケート⑪回 ジブンミカタプログラム 人間関係力向上プログラム
	② 人権・同和教育参観日、人権集会 講演会、教育相談、個別懇談 ③ 教育相談	縦割り班活動 特別活動・児童会活動 道徳教育の充実 人権・同和教育の充実
二 学 期		
三 学 期		

【早期発見】

- ① 児童の表情や学級の雰囲気から違和感に気づき、定期的に情報交換しながら全教職員で早期発見に努める。
(終礼、学年会、児童育成部会、職員会等の有効活用)
- ② 月に1度の学校生活アンケートを実施したり、朝の会や休み時間の様子等、多様な方法で情報収集したりする。
- ③ 教育相談週間を設け、児童や保護者の悩みを積極的に受け止めることができる相談体制を整備し、必要に応じて外部の専門家と連携して活用を図る。
- ④ 「いじめ実態把握専用メール」や相談機関等の周知と関係機関との連携を図る。「こども相談課」などの学校以外の相談窓口を保護者に周知して、担任等に直接相談をもちかけられない児童や保護者、地域の方や第三者からの情報も積極的に把握できるようにする。

【いじめに対する措置（対応）】※重大事態を含む

- ① **いじめへの初期対応(発見・相談を受けた場合)**
 - ・ いじめと疑われる行為を発見したときには、直ちにその場でその行為をやめさせる。そして、何よりも被害者保護を最優先する。
 - ・ 児童や保護者からいじめの相談や訴えがあったときには、真摯に傾聴する。
 - ・ いじめの兆候がある場合には、直ちに適切に対応し、被害児童や情報提供した児童の安全を確保する。
- ② **組織的に対応**

教職員は、一人で抱え込まず「いじめ防止対策委員会」へ直ちに報告して情報を共有し、委員会として指導・支援態勢を組み、組織的に対応する。
- ③ **いじめられた児童とその保護者への対応**

いじめられている児童や保護者から話を聞いて事実関係を把握し、組織を挙げていじめから守り通す。また、家庭訪問等により、正確な情報を適切なタイミングで当該保護者に伝え、今後の対応について情報を共有する。
- ④ **いじめた児童への指導とその保護者への助言**

いじめたとされる児童からも話を聞いて事実関係を把握し、いじめを確認したときは、学校は組織的にいじめをやめさせ、再発防止の措置をとる。いじめの状況に応じて松山市教育委員会と連携し、保護者の理解を得た上で特別の指導計画他、警察等との連携を含めた毅然とした対応を行う。
- ⑤ **いじめの実態調査と記録の保存**

原則として月に1度のアンケートや聞き取り調査を実施し、記録を確実に残す。
- ⑥ **集団への働きかけと継続的な指導**

当該児童だけでなく、全ての児童に対して、自分の問題として捉えさせるような教育活動を行い、いじめは絶対に許されない行為でいじめを根絶しようとする態度を行き渡らせる。
- ⑦ **ネット上へのいじめの対応**
 - ・ 教職員研修、保護者への啓発、児童への指導の機会を適切に設け、未然防止につなげる。
 - ・ ネット上に不適切な書き込み等を確認したときは、所轄警察署へ連絡して直ちに削除する措置をとる。
- ⑧ **警察との連携**

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、潮見駐在所・松山東署と連携して対処する。児童の生命、身体または財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは、直ちに潮見駐在所・松山東署に相談し適切な援助を求める。
- ⑨ **重大事態への対処**

学校は、いじめの重大事態であると判断した場合は、上記の①～⑧の対応をするとともに松山市教育委員会に報告の上、警察等、関係機関と連携しながら学校の下に組織を設けて調査を行う。その際には、当該調査に係るいじめを受けた児童や保護者に対して、事実関係やその他必要な情報を提供する。

【家庭や地域に協力を求めること】

「家庭」に 求めること	○子どもの立場に立って真剣に話を聞き、子どもの寂しさやストレスに気づきましょう。 ○子どもの様子が普段と違って気になるときは、学校に相談し、協力して同歩調で取り組みましょう。 ○けがや金品、SNSなどの被害にあったら、警察や学校などの諸機関に連絡しましょう。 ○我が子が「いじめる側」にならないよう、折に触れて話をしましょう。
「地域」に 求めること	○地域の子どもたちを温かく見守り、子どもたちに声を掛けましょう。 ○いじめやしてはいけない行為を見たときは、注意をしたり家庭や学校に連絡したりしましょう。 ○地域や学校の行事に積極的に参加して、子どもたちとふれ合いましょう。 ○子どもたちは、「地域の宝」です。地域が子どもたちの居場所になるようにしましょう。